

後期高齢者医療制度の

平成24年度 保険料について

平成23年中の所得確定により、平成24年度分の後期高齢者医療保険料額が決定し、7月中旬に被保険者（加入者）の皆さんへ「決定通知書」をお届けしています。

保険料が決まりました。

75歳以上の人と一定の障がいのある65歳以上の人を対象とした、後期高齢者医療制度の平成24年度分保険料額が決定しました。被保険者（加入者）の皆さんには、7月中旬に「決定通知書」をお届けしています。

保険料は、下記の図のように、被保険者全員が負担する「均等割額」（A）と平成23年中の所得に応じて負担する「所得割額」（B）の合計になります。

▼保険料の賦課期日は、平成24年4月1日ですが、それ以後に75歳になる人や県外からの転入者などは資格取得された日が資格取得された日が賦課期日となります。

▼保険料は加入者一人ひとりにかかります。保険料は2年ごとに見直され、次回は平成26年度に改定されます。

所得割額計算式

$$\left[\frac{\text{総所得金額等} - 33 \text{ 万円}}{\text{均等割額}} \right] \times 9.26\%$$

均等割（A）
加入者全員が等しく負担

所得割（B）
所得に応じて負担

保険料
一人あたりの年間保険料額

「総所得金額等」とは前年中の「給与収入—給与所得控除」「事業収入—必要経費」「公的年金収入—公的年金控除」などで各種所得控除前の金額です。公的年金収入のみの人で、年金額が153万円以下の場合は、所得割額はかかりません。

保険料と医療費の負担のしくみ

医療費は、被保険者が病院で支払う「自己負担額①」と保険から給付される「医療給付費②」で構成されています。

この「医療給付費」のうち、約5割を公費（税金③）で、約4割を後期高齢者支援金④（現役世代の保険料）で負担し、残りの約1割を被保険者全員の保険料⑤で負担します。

医療費総額

医療給付費 ②

公費（税金）約5割 ③
国：県：市町村 = 4：1：1

支援金4割 ④
現役世代の負担

保険料
約1割 ⑤

病院などに支払う
自己負担額 ①

保険料の減免について

災害や失業などにより保険料の納付が困難となった場合は、保険料が減免できる場合がありますので、役場健康福祉課にご相談ください。

保険料の軽減について

世帯の所得の状況に応じて、保険料の軽減措置が行われます。

①均等割額の軽減額

均等割額 軽減割合	軽減後の 均等割額	世帯主及び同一世帯内の被保険者全員の所得の合計
9割軽減	4,700円	33万円を超えない世帯で、被保険者全員が年収入80万円以下
8.5割軽減	7,100円	33万円を超えない世帯
5割軽減	23,900円	33万円＋「被保険者数（世帯主を除く）×24万5千円」を超えない世帯
2割軽減	38,300円	33万円＋「被保険者数×35万円」を超えない世帯

②所得割額の軽減

総所得金額等が91万円以下（公的年金のみの場合は、収入額で211万円以下）の方は、所得割額が5割軽減となります。

③被用者保険（社会保険等）の被扶養者となっていた人への特例

後期高齢者医療へ加入される前日まで「会社などの健康保険の被扶養者」だった方は、均等割額が9割軽減され、4,700円となります。また、所得割額もかかりません。被用者保険とは、全国健康保険協会管掌保険、組合管掌健康保険、船員保険、共済組合をさします。国民健康保険、国民健康保険組合は該当しません。

保険料の納付方法

特別徴収（年金からの天引き）

年金が月額18万円以上の方で、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金額の半額以下の方が対象となります。

特別徴収該当の方で、お支払い方法を年金天引きではなく、口座振替によるお支払いを希望される場合は、役場健康福祉課までご連絡ください。

普通徴収（納付書によるお支払い・口座振替）

特別徴収に該当しない方が対象と

なります。

※口座振替を希望される場合は、口座振替依頼書による申出が必要となります。

8月からの保険証は「黄色」

現在お持ちの保険証（水色）の有効期限は7月31日までです。

8月1日から使える新しい保険証（黄色）は、7月中旬に簡易書留にて郵送しています。8月1日以降に医療機関を受診するときは、新しい被保険者証（黄色）を窓口で提示してください。

有効期間は平成25年7月31日までの1年間です。7月31日までに新しい保険証（黄色）が届かない場合は、役場健康福祉課にお問い合わせください。

後期高齢者医療被保険者証

有効期限 平成25年 7月31日

被保険者番号 12345678

住 所 熊本市東区健康2丁目4番10号 熊本市町村自治会館2階 後期高齢者医療広域連合事務局

氏 名 広域 太郎 性別 男

生年月日 大正01年01月01日 資格取得年月 平成20年 4月 1日

発効期日 平成20年 4月 1日 交付年月日 平成24年 8月 1日

一部負担金の割合 1割

保険者番号 87654321

保険者名 熊本県後期高齢者医療広域連合

後期高齢者医療被保険者証
新しい保険証の色は「黄色」。8月1日以降に医療機関を受診するときは、前年度の「水色」の保険証とお間違えないよう、窓口で提示してください。

限度額適用・標準負担額減額認定証が8月に更新となります

減額認定証は、毎年8月に切り替えとなり更新が必要となります。既に減額認定証をお持ちの方で、平成24年8月以降も引き続き該当される方には、新しい減額認定証（黄色）を保険証に同封して郵送しています。

また、入院中若しくは入院予定の方で、「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちでない方は、役場健康福祉課までご相談ください。

※ 減額認定証については、世帯の全員が市町村民税非課税の方が対象となります。入院される際の医療費及び食事代の自己負担額が減額されます。

※ 水色の減額認定証をお持ちの方で、黄色の減額認定証が届かなかった方は、平成24年8月以降は非該当となった方です。

問い合わせ先

役場 本庁 健康福祉課
Tel 72-11173

清和総合支所 健康福祉課
Tel 82-21111

健康福祉係
Tel 83-11111

蘇陽総合支所 健康福祉課
Tel 83-11111

